

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

鳥取県債権管理事務取扱規則

鳥取県収入証紙規則

(債権の発生等の通知)
による。

第二条 債権が発生し、又は県に帰属したことを知った職員は、その旨を知事又は解長に通知しなければならない。

(債権の記録)
第三条 知事又は解長は、前条の通知を受けたときは、

その通知に係る債権の内容を審査し、必要な事項を記録しておかなければならぬ。

(納期限後の督促)

第四条 知事又は解長は、納入の通知をした歳入金が納期限までに納付されないときは、督促状発行調書(様式第一号)により督促状(様式第二号)を発行しなければならない。

2 知事又は解長は、督促状を発行しようとするときは、督促状発行調書により出納長又は出納員に通知しなければならない。

3 出納長は、前項の通知を受けたときは、歳入調定整

鳥取県規則第十六号

鳥取県債権管理事務取扱規則

(この規則の趣旨)

第一条 債権の管理に関する事務の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところ

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

4 知事又は解長は、督促状を発行したときは、督促歳入金整理簿（様式第三号）により整理するとともに、歳入調定簿に督促状発行の旨を記載しなければならない。

（督促状の発行期日及び指定期限）

第五条 督促状は納期限後二十日以内に発行しなければならない。

2 督促状に指定すべき期限については、その発行する日から十日以内において適宜の日を定めるものとする。（滞納の整理）

第六条 知事又は解長は、歳入金が督促状に指定された期限までに納付されないときは、滞納整理票（様式第四号）により整理しなければならない。

（徵收吏員）

第七条 知事又は解長は、職員をして滞納処分をさせるものとする。

2 前項の規定により滞納処分を行なう職員は、これを

日までに債権増減通知書（様式第六号）により、出納長に通知しなければならない。ただし、次の各号に掲げる債権については、この限りでない。

一 当該年度に調定したもの

二 每月又は毎期ごとに納付する授業料、家屋賃付料等で翌年度以降のもの

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十条第四項第一号から第五号までに掲げるもの

四 返納金債権でその支出した年度に戻入されたもの

2 出納長は、前項の規定により通知を受けたときは、債権記録簿（様式第七号）により整理しなければならない。（過年度税外未収金調書）

第十一条 知事又は解長は、出納閉鎖期日後、過年度に属する歳入の未収入金について、過年度税外未収金調書（様式第八号）を作成し、歳入決算書又は歳入計算書に添えて、出納長に提出しなければならない。（徵收停止）

理簿にその旨を記載しなければならない。

4 知事又は解長は、督促状を発行したときは、督促歳入金整理簿（様式第三号）により整理するとともに、歳入調定簿に督促状発行の旨を記載しなければならない。

（督促状の発行期日及び指定期限）

第五条 督促状は納期限後二十日以内に発行しなければならない。

2 督促状に指定すべき期限については、その発行する日から十日以内において適宜の日を定めるものとする。（滞納の整理）

第六条 知事又は解長は、歳入金が督促状に指定された期限までに納付されないときは、滞納整理票（様式第四号）により整理しなければならない。

（徵收吏員）

第七条 知事又は解長は、職員をして滞納処分をさせるものとする。

2 前項の規定により滞納処分を行なう職員は、これを

徵收吏員という。

第八条 前条の徵收吏員は、本庁の徵收吏員にあつては出納員にあつては出納員に、解の徵收吏員にあつては分任出納員にそれぞれ任命されたものとみなす。

2 滞納に係る歳入金の収納に関する事務は、徵收吏員が行なう。

（徵收吏員の証票）

第九条 徵收吏員は、その職務を執行するときは、その身分を示す証票（様式第五号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 徵收吏員は、第一項の証票の記載事項に異動を生じたときは、すみやかにその旨を知事又は解長に届け出で身分証票の書換え交付を受けなければならない。

（債権の増減通知）

第十条 知事又は解長は、毎年度における債権の増減額及び毎年度末における債権の現在額を翌年度の六月十

日までに債権増減通知書（様式第六号）により、出納長に通知しなければならない。ただし、次の各号に掲げる債権については、この限りでない。

2 知事又は解長は、前項の徵收の停止をしようとするときは、知事の承認を受けなければならぬ。

3 第一項の規定により徵收の停止をしたときは、本庁にあつては出納長に解にあつては当該出納員にそれぞれ通知しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、徵收の停止をした債権の徵收停止の取消しについてこれを準用する。（不納欠損処分）

第十三条 知事又は解長は、その所属に係る債権で納入の通知をしているものが、次の各号の一に該当するごとなつたときは、欠損処分調書（様式第九号）により欠損処分をしなければならない。

一 歳入金に係る債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし若しくはその見込があること。又は当該債権が法律の規定により債務者の援用をまたいで消滅するものであるときは、その消滅時効

5 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第3種郵便物 認可)

様式第1号 (B列5号)

督 促 状 発 行 調 書			
下記のとおり督促状を発行してよいか伺います。			
課長	経理室長	合議	主査
¥ _____			
納入者			
記 事			
納入通知番号 第 号			
納入通知年月日		年 月 日	
納入指定期限		年 月 日	
督 促 状 発 付 年 月 日		※ 年 月 日	
督 促 状 指 定 納 期		※ 年 月 日	
歳入調定整理 票 手 入 済			
担 当 課			

備考 1 この調書は、2枚複写として、1枚を担当課に保存する。

2 ※印は、本庁にあつては出納室で記入する。

昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第3種郵便物 認可) 4

が完成したこと。

二 歳入金に係る債権で地方税徴収又は地方税滞納処分の例によつて徴収するものが国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百五十三条第四項又は第五項の規定により消滅したこと。

三 債務者である法人の清算が結了したこと。
四 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合においてその相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額をこえないこと見込まれること。

五 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)第二百四十二条の規定により債務者が当該債権につきその責を免がれたこと。

六 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百六十六条の十二の規定により債務者が当該債権につきその責任を免がれしたこと。

2 麟長は、前項の処分をしようとするときは、知事の

承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により欠損処分をしたときは、欠損処分調書により本庁にあつては出納長に、麟にあつては当該出納員にそれぞれ通知しなければならない。(歳入金以外の債権の取扱い)

第十四条 第四条から第八条までの規定は、歳入金以外の債権の取扱いについてこれを準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。(督促手数料及び延滞金等徴収規則の廃止)

2 督促手数料及び延滞金等徴収規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号)は、廃止する。

00960

7 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(第3種郵便物認可)

7 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(第3種郵便物認可)

00959

昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第3種郵便物) 6

(第3種郵便物可)

様式第2号（郵便はがき大とする。）

督 促 状	
納入者	
第 号	年度県税外収入
未 収 入 金	円
未収金の内訳	
督促納期限	※ 年 月 日
(1)上記の金額について 年 月 日納入通知書第 号 で納入通知をしましたが未納となつていますので近くの 銀行へ納付してください。	
(2)未収入金の金額（100円未満の端数があるときは、その端 数金額は、切り捨てる。）100円につき 1 日 4 錢（納入通 知書に指定した期日の翌日から督促状に指定した期日まで の期間については、1日2錢）の割合を乗じて計算した額 の延滞金が徴収されることになります。	
年 月 日	
知 事 (麻長)	印
○納入通知書を紛失された場合はその旨を至急申し出てください。	
○本状の到着前に既に納付済の場合は、行き違いですからご了承ください。	

備考 1 地方自治法第31条の3第1項以外の収入金の督促については、記事欄の(2)を削除する。

○本状の到着前に既に納付済の場合は、行き違いですからご了承ください。

9 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第3種郵便物可)

00962
(第3種郵便物)
可

昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第3種郵便物認可) 8

00961

様式第5号（縦50mm横80mm）

第 号
所属
鳥取県事務吏員
氏 名
生年月日
県税外収入金徵収吏員証
年 月 日 付 付
鳥取県知事 氏 名 聞
(廻長)

- 1 この証票は、県税外収入金を徵収する場合に携行しなければならない。
- 2 この証票は退職、転勤の場合は直ちに返納しなければならない。

(裏面)

樣式第6号（B列5号）

債 權 增 減 通 知 書 (課解名)

債権の名称	前年度末 現在額	件数	決算年度 中増減額	件数	決算年度末 現在額	件数	摘要
	円		円		円		要

備考 1 決算年度の歳入に係る債権について記載する。

2 債権の名称は、何々貸付金のごとく記入する。

様式第7号（B列5号）

債 權 記 錄 簿

備考 区分欄は債権の名称とする。

様式第4号（B列6号）

滯 納 整 理 票

住所	氏名		
督促番号	第 号	納入通知番号	第 号
年度	期 (月)	種 別	
滯 納 金			
延 滞 金			
滯納処分費			
計			
納入通知指定 納期年月日	年	月	日
督促状指定納 期年月日	年	月	日
延滞金計算 年 月 日	年	月	日

備考 翌年度へ繰越した場合は、上辺に朱色を塗ること。

年月日	記事

00964

11 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(第3種郵便物可)

00963

昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(第3種郵便物可) 10

鳥取県收入証紙規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県收入証紙規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県收入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号。以下「条例」という。)規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第二条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、別表第一のとおりとする。

(証紙による歳入金の納付の方法)

第三条 証紙による歳入金の納付しようとする者は、その納付額に相当する額の証紙を申請書、願書等にはり

付けて納付しなければならない。

(証紙の消印)

第五条 前条の規定による申請書、願書等を受理した本庁の課長(以下「課長」という。)又は廻の長(以下「廻長」という。)は、はり付けられた証紙を証紙消印(様式第一号)をもつて消印しなければならない。

(消印した証紙の整理)

第六条 課長及び廻長は、前条の消印をしたときは、証紙徴収整理簿(様式第二号)により整理しなければならない。

(収入状況の報告)

第七条 廻長は、毎月の証紙による収入状況を証紙収入状況報告書(様式第三号)により翌月十日までに、その歳入に係る事務を所管する課長に報告しなければならない。

(歳入に受入れの手続き)

第八条 課長は、毎月、前月において消印した証紙による収入額と、前条の規定により報告を受けた証紙によ

様式第8号(B列5号)

過年度税外未収金調書

(年度分)(課解名)

年度区分	調定時の 収入科目	前年末繰越 過年度額		当該年度内 収入額		翌年度繰越 未収額		微収経過 件数
		過 未 件 数	円	件 数	円	件 数	円	

備考 1 年度区分は当初調定した年度を記入する。

2 調定を取り消したとき又は不納欠損をしたときは、当該年度内欄に朱書き別欄とする。

様式第9号(B列5号)

欠損処分調書

調定年度	調定時の 収入科目	納入通 知番号	納付 期限	督促指定期	滞納金額	滞 納 者 住 所 氏 名	現在までの 経過及び欠損 処分した理由

備考 1 滞納金額は、不納欠損とした金額を記入する。

る収入額とを取りまとめ、証紙収入調書（様式第四号）を作成し、これを収入調書に添えて当該月の二十二日までに出納室長に送付しなければならない。

2 出納室長は、収入調書の送付を受けたときは、当該会計から当該歳入金の属する科目に振替えの手続きをしなければならない。

（証紙の出納保管）

第九条 証紙の出納保管は、出納長がこれを行ない、証紙を受払いのつ度、証紙出納簿（様式第五号）に登記しなければならない。

（証紙の交付）

第十条 元売りさばき人は、三月ごとに証紙の必要概数を見積り、証紙交付請求書（様式第七号）を知事に提出してその交付を受けなければならない。ただし、必要があるときは、そのつ度請求することができる。

（小売りさばき人の指定の取消し等）

第十二条 小売りさばき人は、証紙の売りさばきをやめようとするときは、証紙小売りさばき人廃止届（様式第十二号）を、その名称又は売りさばき場所を変更したときは、証紙小売りさばき人変更届（様式第十二号）をそれぞれ知事に提出しなければならない。

2 知事は、小売りさばき人が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 証紙に関して不正の行為があつたとき。

二 前項の規定による届出を怠つたとき。

三 その他小売りさばき人として不適当と認められるとき。

（証紙の売りさばき手数料）

第十三条 知事は、小売りさばき人に対しては、証紙一定額の百分の三に相当する金額を売りさばき手数料として交付する。

2 前項の売りさばき手数料は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十四条の規定に基づく。

2 出納長は、元売りさばき人に証紙を交付するときは、証紙送付書（様式第八号）によらなければならぬ。

3 前項の規定により証紙の交付を受けた元売りさばき人は、直ちに証紙領收書（様式第八号）を出納長に提出しなければならない。

（小売りさばき人の指定等）

第十一條 条例第五条第三項の規定による告示をしたときは、その旨を本人及び元売りさばき人に通知するとともに、証紙小売りさばき人名簿（様式第十号）に登載しなければならない。指定を取り消したときも、人指定願（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

（第十一号）を屋外に掲げなければならない。

2 知事は、条例第五条第四項の規定による告示をしたときは、その旨を本人及び元売りさばき人に通知するとともに、証紙小売りさばき人名簿（様式第十号）に登載しなければならない。指定を取り消したときも、人指定願（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

（第十一号）を屋外に掲げなければならない。

3 元売りさばき人及び小売りさばき人は、標札（様式第十一号）を屋外に掲げなければならない。

（証紙の売りさばき）

第十四条 元売りさばき人は、小売りさばき人から証紙売渡しの請求を受けたときは、証紙請求書（様式第十三号）の提出を求め、売りさばき手数料を控除した額

の現金を払込書（様式第十四号）により指定金融機関に払い込まれたうえ、証紙を交付しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の規定により払込みを受けた現金を收入証紙特別会計に受け入れ、領收済通知書（様式第十四号）により知事及び出納長に通知しなければならない。

3 元売りさばき人は、小売りさばき人に証紙を売り渡すときは、売渡価格を百円単位としなければならない。

（証紙の売りさばき手数料の繰替払）

第十五条 指定金融機関は、第十三条第二項の規定によ

り証紙の売りさばき手数料を繰り替えて支払をしたときは、毎月分を繰替支払報告書により翌月十日までに知事に報告しなければならない。

(証紙の返還又は交換)

第十六条 小売りさばき人は、条例第七条第一項ただし書の規定により証紙を返還し、又は交換を受けようとするときは、証紙返還(交換)請求書(様式第十五号)に証紙を添え、元売りさばき人の証明を受けたうえ、知事に提出しなければならない。

2 元売りさばき人は、前項の規定による証明をしようとするときは、証紙を収納し、証紙返還(交換)請求書にその旨を記載しなければならない。

(証紙の売りさばき状況の報告)

第十七条 元売りさばき人は、毎月の証紙の売りさばき状況を証紙売りさばき報告書(様式第十六号)により翌月十日までに出納長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度分の歳入の徴収から適用する。

2 鳥取県收入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)は、廃止する。

(鳥取県收入証紙規則の廃止)

- 別表一
- 手数料
- (1) 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十号)第二十八条の二第二項の規定に基づく手数料
 - (2) 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徵收条例(昭和三十一年六月鳥取県条例第二十五号)第一条の規定に基づく手数料
 - (3) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の三の規定に基づく手数料
 - (4) 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号)第一条の規定に基づく手数料
 - (5) 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第十一条の規定に基づく手数料
 - (6) 水産食品衛生条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十一号)第四条の規定に基づく手数料
 - (7) 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)第一条の三及び第一条の五の規定に基づく手数料
 - (8) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条の規定に基づく手数料
 - (9) 鳥取県受胎調節実施指導員認定講習受講料徵收条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十三号)第一条の規定に基づく手数料
 - (10) ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)第十一条の規定に基づく手数料
 - (11) 鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号)第四条第一項の規定に基づく手数料
 - (12) 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)第五条第一項の規定に基づく手数料
 - (13) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第一百四十九号)第四十九条の規定に基づく手数料
 - (14) 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第七十三条の規定に基づく手数料
 - (15) 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第二百二十

- (32) 鳥取県水産試験場手数料条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第七号）第一条の規定に基づく手数料

(33) 鳥取県水産製品検査条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号）第十三条の規定に基づく手数料

(34) 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十五条の二十二条の規定に基づく手数料

(35) 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第一百二十五条の規定に基づく手数料

◆

(36) 建設業者登録証明手数料条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第六号）第一条の規定に基づく手数料

(37) 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第七条の規定に基づく手数料

(38) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第六項及び第七項の規定に基づく手数料

(39) 建築士法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条第三項及び第二十三条の二第二項の規定に基づく手数料

(40) 宅地建物取引業者登録等手数料条例（昭和二十七年

の規定に基づく手数料

鳥取県水産試験場手

- (16) 二条の規定に基づく手数料
武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十七条の規定に基づく手数料

(17) 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第十条の規定に基づく手数料

(18) 鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第十一号）第一条の規定に基づく手数料

(19) 鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第十条の規定に基づく手数料

(20) 鳥取県農業試験場依頼分析手数料条例（昭和十一年三月鳥取県条例第四号）第五条の規定に基づく手数料

(21) 鳥取県肥料検査手数料条例（昭和二十八年四月鳥取県条例第二十二号）第四条の規定に基づく手数料

(22) 鳥取県農産加工所手数料条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十号）第一条の規定に基づく手数料

(23) 鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第百三十九号）第二条の規定に基づく手数料

十一月鳥取県条例第四十六号) 第一条の規定に基づく

手数料

- (24) 規定に基づく手数料

(25) 鳥取県し畜生産検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十六号）第十四条第一項の規定に基づく手数料

(26) 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条の家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条の規定に基づく手数料

(27) 三十六条の規定に基づく手数料

(28) 鳥取県木炭検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号）第七条の規定に基づく手数料

(29) 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第五条の規定に基づく手数料

(30) 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第八条の規定に基づく手数料

(31) 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十九条

(32) 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第八条の規定に基づく手数料

(33) 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第五条の規定に基づく手数料

(34) 鳥取県密蜂転飼条例（昭和二十八年三月鳥取県条例第七号）第七条第一項の規定に基づく手数料

(35) 第二十九条の規定に基づく手数料

(36) 第三十一条の規定に基づく手数料

(37) 第三十二条の規定に基づく手数料

(38) 第三十三条の規定に基づく手数料

(39) 第三十五条の規定に基づく手数料

(40) 第三十六条の規定に基づく手数料

(41) 鳥取県二級建築士受験及び選考手数料規則（昭和三十二年十一月鳥取県規則第五十号）第一条の規定に基づく手数料

(42) 県立高等学校入学選抜手数料徴収条例（昭和二十三年四月鳥取県条例第二十八号）第一条の規定に基づく手数料

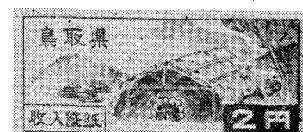
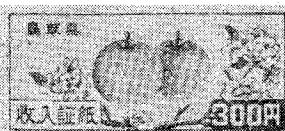
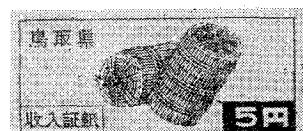
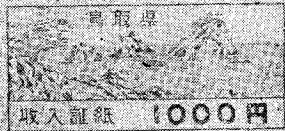
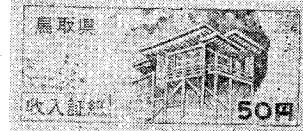
(43) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条の規定に基づく手数料

(44) 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十八号）第一条の規定に基づく手数料

(45) 警察保安関係許可手数料条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号）第一条の規定に基づく手数料

(46) 鳥取県警察証明書交付手数料条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号）第一条の規定に基づく手数料

(47) 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百二十二条の規定に基づく手数料

別表第一 寸法		種類刷色	横縦 一九ミリメートル
緑 色	薄 青 色	百 円	一 円
		鳥取県 收入証紙 100円	鳥取県 收入証紙 1円
橙 色	墨 色	二百 円	二 円
		鳥取県 收入証紙 200円	鳥取県 收入証紙 2円
深 緑 色	群 青 色	三百 円	五 円
		鳥取県 收入証紙 300円	鳥取県 收入証紙 5円
薄 茶 色	水 黄 色	五百 円	十 円
		鳥取県 收入証紙 500円	鳥取県 收入証紙 10円
墨 茶 色	紫 色	千 円	五十 円
		鳥取県 收入証紙 1000円	鳥取県 收入証紙 50円

(48) 条の規定に基づく手数料

(49) 道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可手数料規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）第一条の規定に基づく手数料

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）第二条の規定に基づく手数料。ただし、同規則別表一一百四十三の項から百四十八の項までに規定する手数料を除く。

二 地方税

(1) 鳥取県税条例第百二十四条及び第百五十四条の規定に基づく県税

(49) 鳥取県手数料徴収規則（昭和三十二年一月鳥取県規
号）第一条の規定に基づく手数料

(48) 道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可
手数料規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一
号）第一条の規定に基づく手数料

条の規定に基づく手数料

様式第2号(B列5号)

証紙消息



直径15mm

證紙徵收整理簿

部課

09
下

3

備考 知事の承認を受けた場合は別の消印によることができる。

備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。
2 この帳簿は、科目（目又は節）

この帳簿は、科目(冒文は勘)ごとに口座を設け月計及び年計を付する。

3. 納入者欄は、当日分をまとめて「外名」として記載することができる。

「売りさばき手数料相当額」及び「差し収入となる額」の欄は、月計及び累計のみ記載し、円未満の端数金額をじたときは、「売りさばき手数料相当額」欄でその端数金額を切り捨て整理する。

昭

上記のとおり報告します。

通鑑 卷一百一十一 氏回顧 脣長長名

備考 収入状況に記入する金額は、証紙徵収整理簿の「差引収入となる額」の金額とする。

式第4号(B列5号)

科	項	目	節	目	收	入	額	累	計	額	備	考
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり相違ないことを証明します。

上記のことより付属することを証明します。
年 月 日 職 氏 名
備 考
収入金額は、証紙微改整理簿の「差引収入となる額」と簿長から提出された「収入状況報告書」の合計額とする。

23 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(第3種郵便物認可)

00976
(第3種郵便物)
認 可

00975 (第3種郵便物)
昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第21号(認可)

00975

樣式第5号(B列5号)

2 収入証紙種類別に口座を設け、

2 収入証紙種類別に口座を設け、月計及び累計を付する。
3 元売りさばき人から返付を受けた場合は、払闇に朱記する。

卷之三

様式第〇号（B列3月）

年月日

枚 枚 数 量 枚 金額 円

2 収入証紙の種類毎に日座を設
3 てこの帳簿は、毎年改めてある

3 収入証紙を小売りさばき人から返還を受けた場合は、払出欄に朱記する。
4 出納長へ返付した場合は、受入欄に朱記する。

卷之三

卷之三

樣式第 / 檔 (B列5檔)

上記のとおり請求します。

年月日

۱۰۷

三

鳥取県知事

11

00977

(第三種郵便物) 可(号外) 第21号 (号外) 第21号 (認可) 24

株式第8号

副出納長		室長補佐		証 紙 交 付 原 票		合 議		主 査	
年	月	日	送付	元売りきばき人渡					
1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	2円	1円
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
上記のとおり送付します。									
元売りきばき人御中	年	月	日	鳥取県出納長	内	証 紙 送付書	元	元	元
1. 収入証紙									
1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	2円	1円
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	2円	1円
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
上記のとおり領収しました。									
鳥取県出納長	年	月	日	元売りきばき人	内	元	元	元	元

00978

(第三種郵便物) 可(号外) 第21号 (認可)

25 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第21号

株式第9号

様式第9号 (B列5号)		証 紙 小 売 り き ば き 人 指 定 書	
1. 売りきばきの場所		市 郡	町 村
鳥取県収入証紙の、小売りきばき人の指定を受けたいので、お願ひします。	大字	大字	番地
年 月 日	住 所	姓 名	内
鳥取県知事	殿	氏 名	元

様式第10号 (B列5号)

証 紙 小 売 り き ば き 人 名 緒

指 定	取 消	売 り き ば き 人
年 月 日	年 月 日	住 所 氏 名 元りきばき場所

様式第11号

標 札

鳥取県収入証紙の元りきばき人

寸法 縦 60cm
横 20cm

00979

鳥取県収入証紙規則第12条の規定により、下記のとおり変更(廢止)したいのでお届けします。

鳥取県知事 殿 年月日

記 住 所 氏 名 画

様式第12号 証紙 小売りきばき人 変更(廢止)届

区別	売りきばき場所	氏(又は代表者名)	変(廢止)更年月日	変(廢止)更理由
変更前	市町村番地			
変更後	市町村番地			
(廢止)				

様式第13号(B列5号) 証紙請求書

種類	数量	券面金額	備考
同 円 券	枚	円	
計			売りきばき手数料 円

上記の証紙を請求します。殿 年月日 住所 小売りきばき人 氏名 画

元売りきばき人 上記の証紙及び売りきばき手数料 年月日 を領取しました。

氏名 画

00980

(第3種郵便物認可)

第21号

昭和39年3月30日月曜日鳥取県公報(号外) 第21号

27

様式第14号(A列6号3枚連続)

払込書		領收済通知書	
第号	年度	第号	年度
収入証紙特別会計			

款項	収入証紙特別会計
目	
目	
目	

款項	目	目	目
目	万 千 百 拾 円	万 千 百 拾 円	万 千 百 拾 円
ただし、	年 月 日 収入証紙代金	年 月 日 収入証紙代金	年 月 日 収入証紙代金
ただし、	年 月 日 収入証紙代金	年 月 日 収入証紙代金	年 月 日 収入証紙代金

年月日	年月日	年月日
銀行店	銀行店	銀行店
小売りきばき人		
氏名		

鳥取県知事 氏

年月日

小売りきばき人

氏名

年月日

￥

ただし、

(返還又は交換の理由)

内 訳

00981

(第3種郵便物
可)

28

昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(認)

00982
(第3種郵便物
可)
第21号(認)

29 昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第21号(認)

種類	数	量	券面額	売りさばき手数料	差引現金
1,000円	一	枚	・円	円	円
500円					
300円					
200円					
100円					
50円					
10円					
5円					
2円					
1円					
計					

上記のとおり、証紙を添えて現金の支払(証紙の交換)を請求します。

小売りさばき人住所

氏名

同

左記の証紙を
年 月 日に、
受領したことを証明します。
年 月 日
元売りさばき人 印

島取県知事

殿

様式第16号 (B列5号)

証紙売りさばき報告書

(年 月分)

種類	受入数		払出数		現在数	備考
	本月分	前月までの分	枚	枚		
1,000円						
500円						
300円						
200円						
100円						
50円						
10円						
5円						
2円						
1円						

上記のとおり報告します。

年 月 日

元売りさばき人

同

- 1 受入数欄には、出納長から交付を受けた枚数を記入する。
- 2 払出数欄には、小売りさばき人に売渡した枚数を記入する。